

野田市告示第140号

本市の区域内の字の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成21年8月8日から効力を生ずる。

平成21年8月7日

野田市長 根本 崇

変更調書

新		旧		地番	
大字	字	大字	字		
つつみ 野一丁 目		堤台	南口	299の3	
			川端	312 313 314の1 314の2 315 5~323 324の1 325の1 334の 7 335の3 335の4 336の1 33 6の3 336の5 337の1~337の4 338の1~338の3 339の1~339の 4 341 342 343の1 343の2 344~346 347の1 347の2 34 8の1 348の2 349の1~349の3 350 351の1 351の2 352 35 3 354の1の内 354の2の内 355の 1の内 355の2の内 356の1 356の 2 357の1 357の2 358の1 35 8の2 359の1~359の3 360の1 360の2 361の1 361の2 362 363の1 363の2 364 365の内 366の1の内 366の2 366の3の内 366の4 366の5 367の1~367の 6 368 369の1 369の2 370~ 373 374の1 374の5 377の4~ 377の6 325の2の地先の道路である公有地の一部	
			向山	1~3 4の1 4の2 10の1 10の14 14 15 16の1 16の2 17 18 の1 18の2 19の1 36の3 37の1 38の2	
			中野台	川岸台	785の2の内
				行人谷 津	869の4 871の3の内 871の5 87 8の5 879の5 881の3 882の1 882の4 883の1 883の2 884の 1 884の2の内 884の4 887の3の 内 887の5の内 888の1の内 891の 内 892の内 894の内 895の内 89 7の1の内 897の2の内 898の1 89

				8の2 899の2 900の2 901の2 902の2 903の2 904の2 905の 1 905の2 906の2 907の3 90 7の4 908の2~908の4 909の1~ 909の4
			思谷津	961の4 963の1 963の5 963の 7 963の8 964の1~964の3 96 4の5~964の7 965の1~965の3 965の5 967の1 967の4 961の2の地先の水路である公有地の一部
			西 前	1085の2 1085の5 1085の17 1085の18 1087の1 1087の6 1088 1089 1090の1~1090の 4 1091の1 1091の2 1092
つつみ 野二丁 目	座 生	田沼下	7の6 7の7 17の5~17の8 26の3 26の4 28の2 28の3 29の2 2 9の3 30の2~30の4 31の1 31の 2 32 33の1~33の4 33の7~33 の10 34の1 34の2 34の5 34の 6 35の1 35の2 35の10~35の1 3 36の1 36の5 36の6 37の1 37の2 37の5 37の6 37の10 3 7の11 38の1 38の2 38の7 38 の8 39の1 39の2 39の6 25の3の地先の道路である公有地の一部	
		田 沼	40の1 40の2 41の1~41の4 42 の10 42の11	
	堤 台	北 前	178の13 179の3 180の4	
		南 口	273の2 274 275 280の2 29 2 293 295の2 296 297の1~ 297の3 298	
		川 端	354の1の内 354の2の内 355の1の 内 355の2の内 365の内 366の1の 内 366の3の内 367の6の内	
		西川端	378の1~378の4 379の1 379の 2 380の1 380の2 381の1 38 1の2 382の1 382の2 383の1 383の2 384~388 389の1 38	

				9の2 390の1 390の2 391の1 391の2 392の1 392の2 393 394の1 394の2 395の1~395の 3 396の1~396の3 397の1~39 7の4 398の1~398の3 399の1~ 399の4 400の1~400の5 401の 1~401の3
			沼 端	402の1~402の6 402の10 402 の11
		中野台	田 沼	751の3 752の1 752の2 753の 1~753の4 754の1~754の12 7 55の1~755の5 756の1 756の2 757の2 759の1 759の2 759 の5 760 761 762の1 762の2 763の1~763の4 765の1~765 の4 766 767 768 769
			川岸台	771の1 772の1 773の1 774 784の1 784の2 785の1 785の 2の内
			行人谷 津	871の3の内 880の1 880の2 88 4の2の内 887の3の内 887の5の内 888の1の内 891の内 892の内 89 4の内 895の内 896の1 896の2 897の1の内 897の2の内
堤 台		堤 台	向 山	38の1 39の1 40の1 41の1 42 の2 57 58 59の1 59の2 60 38の3の地先の水路である公有地の一部
			川 端	326の1 327 328 329 330 331 332 333の2~333の4 33 4の1~334の6 335の1 335の2 335の6 336の6

及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地、公有地の全部

備考 上記の表示は、平成20年2月4日現在の登記事項証明書によるものである。